

北陸農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰実施要領

第1 目 的

北陸農政局所管の農業農村整備事業等（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）並びに新技術の開発又は導入（以下「新技術の開発等」という。）であって、その成果が優秀であり、他の模範となるもの、及び工事等を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）したもの（以下「優良工事等」という。）の受注者並びに新技術開発者等（以下「受注者等」という。）を表彰し、事業への理解を深めるとともに設計・施工技術のレベルアップ、地域貢献活動への積極的な取り組み等、受注者等の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰の対象となる優良工事等及びその受注者等の推薦

1. 優良工事等

表彰の対象となる優良工事等とは、北陸農政局長（以下「局長」という。）が、前年度に完成した契約金額が3千万円（ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事の場合は、全体の契約額とする。）以上の工事、前年度に完了した契約金額が1千万円以上の業務（同じ受注者であって、当該業務と密接に関係する前年度までの業務を含めることができる。）又は新技術の開発等並びに地域貢献活動のうちから、別紙1の「北陸農政局優良工事等の受注者等の表彰に係る選定基準及び審査基準」（第3の2の（1）のロにおいて単に「基準」という。）により選定したものとす。

2. 受注者等の推薦

事業（務）所長（以下「事業所長」という。）は、別紙2の「北陸農政局優良工事等推薦基準」により選定した優良工事等の受注者等について、毎年8月5日までに別紙3の様式により優良工事等の受注者等の推薦書（以下「推薦書」という。）を局長に提出する。

なお、事業完了年度に完成した工事、業務のうちから優良工事等の受注者の推薦をする場合にあつては、事業所長は上記提出期限に関わらず事業所の閉鎖期限までに推薦書を局長に提出する。

- （1） 過去数年間の工事成績、業務成績又は新技術の開発等並びに地域貢献活動が表彰に値する者であること。
- （2） その他特に顕著な功績をあげた者であること。

3. 地域貢献活動の公募

局長は別紙4「北陸農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領」により公募を行うとともに、「地域貢献活動の表彰」について北陸農政局のホームページに掲載し、受注者等への周知を図るものとする。

第3 審査委員会の構成・審査方法等

1. 委員会の構成

(1) 優良工事等の受注者等の表彰を公正かつ適正に行うため、北陸農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰に係る選定委員会及び審査委員会（以下「審査委員会等」という。）を設置する。

イ. 選定委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	地方参事官(各省調整)
選定委員	農村振興部 設計課長
	農村振興部 水利整備課長
	農村振興部 農地整備課長
	農村振興部 防災課長
	農村振興部 事業計画課長
	農村振興部 設計課 工事検査官

ロ. 審査委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	局長
副委員長	次長
審査委員	総務管理官
	地方参事官(特命・事業計画)
	農村振興部長

(2) 審査委員会等の事務を処理するため、農村振興部設計課に事務局を置く。

2. 選定及び審査の方法

(1) 選定委員会

イ. 地方参事官(各省調整)は、局長表彰対象者を選定するため選定委員会を開催する。

ロ. 選定委員会は、事業所長からの推薦書及び別紙1の基準に基づき局長表彰対象者を選定する。

(2) 審査委員会

イ. 局長は、局長表彰者を決定するため審査委員会を開催する。

ロ. 審査委員会は、選定委員会が選定した局長表彰対象者について、別紙2の基準に基づき表彰の適否を審査し、局長表彰者を決定する。

ハ. 局長は、事業所長から推薦された優良工事等の受注者等のうち(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する者については、「農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰実施要領」(昭和60年8月16日付け60構改D第830号構造改善局長通知)に基づき委員会の審査を経て農村振興局長表彰対象者として推薦する。

なお、このうち農村振興局長から農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰(以下「大臣表彰等」という。)に該当しない旨の通知を受けた場合は、局長表彰者として表彰するものとする。

(イ) 過去数年間の工事成績、業務成績又は新技術の開発等並びに地域貢献活動が表彰に値する者であること。

(ロ) その他特に顕著な功績をあげた者であること。

ニ. 局長は、ロ及びハにおいて決定及び推薦した受注者等について事業所長へ通知する。

第4 局長表彰

局長は、第3の2の(2)のロにより審査委員会が決定した者及びハのなお書きに該当する者に対し、賞状を授与して表彰する。

なお、事業所長が推薦した受注者等のうち、大臣表彰等及び局長表彰に該当しない受注者等にあつては、事業所長表彰者とすることができる。

第5 局長表彰の期日等

表彰は、大臣表彰等の表彰者の決定通知を受理した後、適切な期日に北陸農政局において行う。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成26年度工事等から適用する。

この要領は、令和2年3月1日から施行し、令和元年度完了工事等から適用する。

この要領は、令和4年6月14日から施行し、令和3年度完了工事等から適用する。

別紙 1

北陸農政局優良工事等の受注者等の表彰に係る選定基準及び審査基準

1. 事業所長からの推薦書などに基づき総合判定し選定する。
2. 当該推薦時点（地域貢献活動にあつては、当該公募開始時点）の前2年間（前々年度8月1日から当該年度7月31日まで）において「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通知）に基づき定められている「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」その他同種の要領による地方農政局長（北海道開発局長及び沖縄総合事務局長を含む。）の指名停止を受けた受注者、局長表彰対象としないこと。
なお、共同企業体の場合、1社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。
3. 事業所長からの推薦書提出時から表彰式までの間に指名停止を受けた場合は表彰を取り消すものとする。
4. 工事及び業務並びに新技術の開発等の選定に当たっては、工事又は業務のライフサイクルコスト低減の提案、新技術の開発等について考慮するとともに、当該工事又は業務の受注者の他の工事又は業務における「工事成績書」又は「業務成績書」も参考にすること。なお、業務のうち設計業務については、表彰後も実工事施工と大きな齟齬が生じないと見込まれるものを選定すること。
また、地域貢献活動の選定に当たっては、過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保安全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の地域活動（以下「農業農村整備関連活動」という。）又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動（以下「地域農産物消費拡大等活動」という。）で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行い、受益者及び地域社会から地域に貢献していることが認められ、高い評価を得た活動を選定するとともに、受注した工事及び業務の「工事成績書」又は「業務成績書」も考慮すること。
5. 毎年度の工事及び業務並びに新技術の開発等の優良工事等の件数は、工事5件程度、業務2件程度、新技術の開発等については1件程度、地域貢献活動については農業農村整備関連活動及び地域農産物消費拡大等活動で各1件程度とする。
なお、工事については、土木・建築・舗装工事と施設機械工事に区分し、それぞれの表彰の対象となる工事件数の割合により按分する。
6. 同じ受注者による2件以上の工事又は業務が推薦された場合は、優良な1件を局長表彰者とする。
7. 選定に当たっては、表彰実績に乏しい受注者の成果や取組にも配慮する。

北陸農政局優良工事等推薦基準

	成果等の内容	1 事業所長の推薦件数
工 事	「北陸農政局工事成績等評定実施要領」（平成 15 年 3 月 26 日付け 14 陸総第 548 号北陸農政局長通知）の「工事成績評定表」の評定点合計が高位の得点であり、かつ、「土木工事施工管理基準」（平成 17 年 3 月 28 日付け 16 農振第 2232 号農村振興局長通知）に基づく施工管理に関する評定点も高位であること。	2 件程度
業 務	「北陸農政局業務成績評定要領」（平成 15 年 3 月 26 日付け 14 陸総第 547 号北陸農政局長通知）の「業務成績評定表」の業務評定点が高位の得点であり、かつ、その技術的内容と成果に関する評定点も高位であること。	1 件程度
新技術の開発等	工事又は業務の別に応じ、それぞれ上記の規定を適用する。	1 件以内
地域貢献活動	その内容が、事業や地域社会に与える貢献度が大きいと認められること。	農業農村整備関連活動及び地域農産物消費拡大等活動で各 1 件程度

北陸農政局長 殿

〇〇事業(務)所長

令和〇年度優良工事等の受注者の推薦について

このことについて、「北陸農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰実施要領」第2の2の規定に基づき、別紙のとおり推薦します。

[別紙]

「令和 年度優良工事等の受注者の推薦書」

【推薦工事〇または推薦業務〇】

1. 受注者名
2. 推薦理由（北陸農政局優良工事等推薦基準により特に優れていると判断した理由を記載する。）
3. 施工した優良工事等の概要
 - (1) 工事名又は業務名（工期 年 月 日～ 年 月 日 〇〇日間）
 - (2) 工事又は業務場所
 - (3) 請負代金額
 - (4) 添付資料 別添のとおり

※ 添付資料

- (1) 工事概要または業務概要 （A4判で1枚紙とする。）
- (2) 工事写真 （工事前、施工中、完成時の各段階）
- (3) VE提案、プロポーザル、新技術の開発・導入成果の要約
- (4) 工事成績評定又は業務成績評定総括表
- (5) 工事においては、①ライフサイクルコスト低減、②品質向上、③効率的施工、④環境配慮、⑤労働者安全対策、⑥地域貢献、⑦その他（工期短縮など）の観点から資料を整理するものとし、必要な施工管理（品質、出来形、工程、安全など）に係る図表や写真も添付する。
- (6) 業務については、①創意工夫（アイデア、デザイン含む）、②新技術、③ライフサイクルコスト低減、④波及効果の観点から資料を整理し、必要な写真を添付する。
- (7) 地域貢献活動にあつては、別紙4の別添様式に定める地域貢献活動応募用紙の提出をもって推薦理由書とみなす。

別紙4

北陸農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰のうち 地域貢献活動に係る応募要領

第1 趣 旨

北陸農政局所管の農業農村整備事業等（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）した受注者を表彰し、意欲の高揚を図るとともに、農地・農業用水などの保全管理の適正化、地域の安全・安心の確保、地域の環境保全、農業及び農村の振興に寄与し、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰対象内容

過去及び現在、受注した工事及び業務に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の農業農村整備関連活動又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行っている建設会社等（以下、「企業」という。）を対象者として、優れた地域貢献活動を表彰するものである。

第3 募集内容

1. 応募対象範囲

- ・対象地区は継続地区のみならず、事業完了地区においての活動も含める。
- ・地区の工事及び業務に関する実績は、前年度から過去10年間程度を対象とするが、活動自体は最近行っているものを対象とする。
- ・地域貢献活動は、継続性・広域性・緊急性等を総合的に判断し貢献度が高いものを評価する。
- ・企業の取組みを対象として表彰するものであり、企業に属する個人の個々の活動を対象とするものではない。
- ・地域農産物消費拡大等活動は、管内における前年度の活動を対象とする。

2. 評価対象活動内容

以下の事例に掲げる内容に類似する活動を行っている企業であって、その活動が受益者及び地域社会から評価を得たもの。

(1) 造成施設の保全管理活動

水路やため池など農業水利施設を施工した企業が、大雨や地震後に施設管理者と見回りを行い、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の緊急処理を行うなど、造成施設の保全に貢献している。

(2) 農地・農業用水等の資源保全活動

- ① 地域が行う水路の泥さらえや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利の補充等に企業の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全に貢献している。
- ② 耕作放棄地を解消するための植栽活動等に企業の従業員が団体で参加し、資源

の適切な保安全管理に貢献している。

(3) 農村環境保全活動

- ① 生態系に配慮した設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング等、フォローアップを行い生態系の保全に貢献している。
- ② 地域が行う水路法面への花の植栽等の景観形成活動に企業の従業員が団体で参加し、地域農村環境の向上に貢献している。

(4) 地域防災活動

- ① 豪雨時に、越流の危険がある排水路の天端に土のうを積んだり、企業内の農村災害復旧専門技術者等により応急工事の技術的支援をする、万一の被害に備え排水用ポンプ準備・設置する等、受益地域の防災活動に貢献した。
- ② 渇水時に揚水ポンプを土地改良区と打合せの上、必要箇所に提供・設置し、農作物被害の軽減に貢献した。

(5) 農業農村整備関連活動

住民参加型直営施工等により管理用道路の安全施設等を施工する際に、詳細設計や施工計画についてアドバイスを رفتたり、必要に応じ機械の提供等の協力を رفتている。

(6) 地域農産物消費拡大等活動

自発的な取組で第三者と連携して自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参画するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。

(7) その他の活動

第4 応募方法

1. 上記の募集案件に該当する企業は、応募用紙（別添様式）に必要事項を記入の上、現在事業実施中の地区において活動を行つている企業については当該事業（務）所長に、また、現在事業完了している地区において活動を行つている企業については当該完了地区の管理を所掌（新潟県内にあつては信濃川水系土地改良調査管理事務所、富山県、石川県、福井県内にあつては西北陸土地改良調査管理事務所）する土地改良調査管理事務所長に応募用紙等を提出するものとする。
2. 上記1により、企業から応募用紙の提出を受けた事業所（務）長は、応募内容を確認の上、別紙3及び応募用紙等を添付して北陸農政局長に推薦を行うものとする。

第5 応募期間

応募期間は、6月1日～7月31日とする。

第6 表彰

受賞発表は、年度内とする。

(別添様式)

地域貢献活動応募用紙

(北陸農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰)

応募者プロフィール	
企業名 (受注者)	
代表者 (役職・氏名)	(役職) (氏名)
住所	〒 (住所)
電話番号	
E-Mail :	

活動地域等		
県名		事業地区名
工事名		
工事施工年度 (工期)	(施工年度)	(工期)
活動期間及び頻度		

活動の内容	
活動の動機及び目的	
活動の概要 活動の全体像がわかるように、特徴的な点を挙げながら 300 字程度にまとめてください	
創意工夫 (努力) した点 特筆すべき点を記入してください	
活動の成果 活動の成果を記入してください	
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 活動状況を撮影した写真を添付してください。・ 参加証明等がある場合は添付してください。・ 活動が地域社会から評価され、表彰状や感謝状などが贈られた場合はコピーを添付してください。